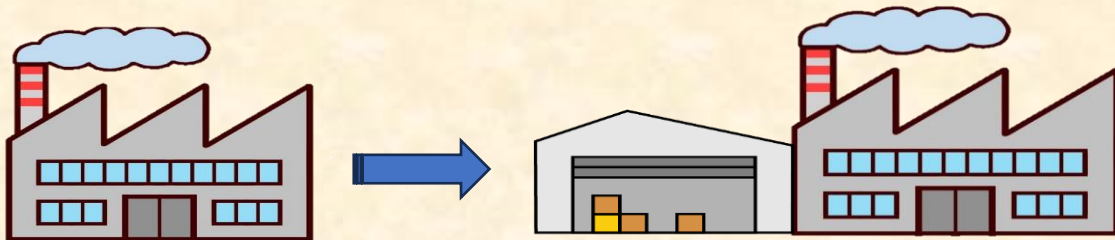


知らない間に消防法令違反に！

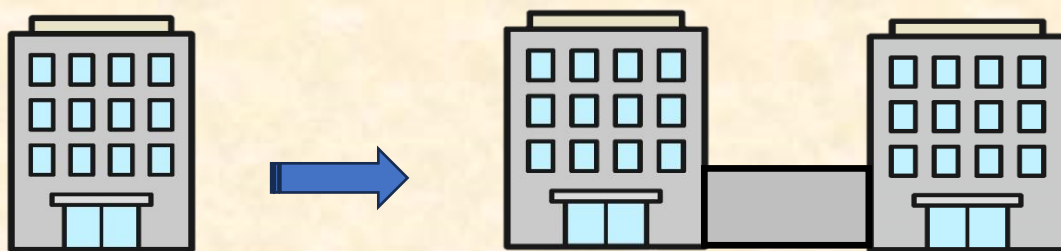
既存建物で増築、改築、用途を変更などをする場合は、事前に消防署へ相談を！

消防法令違反の例

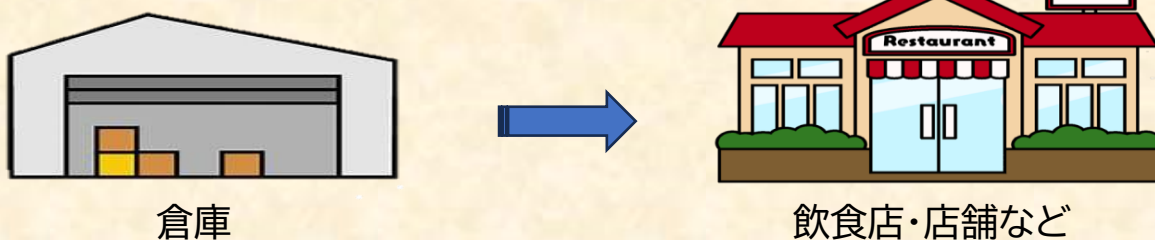
(例1) 倉庫を増築



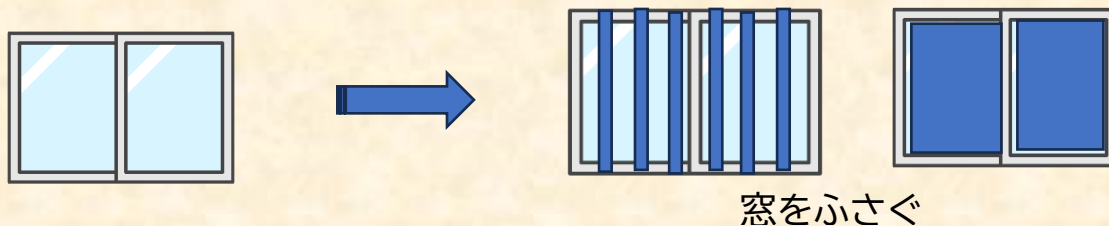
(例2) 隣の建物と接続する



(例3) 建物の用途を変更



(例4) 工事にあわせて、窓をふさぐ



屋内消火栓や自動火災報知設備など、新たに設置が必要になる場合があります。

消防法に違反した場合

① 違反建物として公表

違反の内容により、消防機関のホームページに建物の違反情報を掲載し、利用者に危険性を公表する場合があります。

② 行政処分の対象

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口付近に危険を知らせる標識が設置されます。

【罰則】 消防用設備等設置命令違反(消防法第17条の4)
行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法人に対して、3,000 万円以下の罰金

消防法違反を改善するには

① 必要となる消防用設備等を設置する。

② 増築部分を撤去する。または、テナントの退去。

建物を利用する方々の「安心・安全」を守るために

【お問い合わせ先】

尾道市消防局 予防課	0848-55-9123(直通)
尾道消防署(予防・査察係)	0848-55-9124(直通)
尾道西消防署(予防・査察係)	0848-22-0119(代表)
因島消防署(予防・査察係)	0845-24-0119(代表)